

令和4年5月24日
日本年金機構

ねんきん定期便等の調達における談合事案について

1. 経緯等

- 平成28年1月、匿名の談合情報が寄せられ、同1月27日に予定していた入札執行を中止するとともに、応札希望者にヒアリング調査を行った。
- 調査の結果、特に談合を疑わせる事実は確認できなかった（※1）ため、独占禁止法等に抵触する行為は行っていない旨の誓約書を提出させた上で再度入札を実施。

（※1）当機構の「談合情報対応要領」における「匿名の情報等であって、明らかに対応の必要が認められないものについては、この限りではない」に該当すると判断し、公正取引委員会へ通報を行わなかった。

- 令和元年10月、「ねんきん定期便」等に関する談合の疑いで公正取引委員会が、当機構と契約実績のある事業者32社全てに対して立入検査を実施。
- 令和4年3月3日、公正取引委員会が違反事業者に対し、平成28年5月～令和元年10月の契約に関して排除措置命令（25社）（※2）及び課徴金納付命令（24社、約17億円）を行い、あわせて当機構へ改善要請。（※3）

（※2）独占禁止法第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）に違反する行為があるときに、公正取引委員会が事業者に対して、行為の差止め等、違反行為を排除するために必要な措置を命じること。

（※3）公正取引委員会による当機構に対する要請内容は以下のとおり。

- ① 今後、談合情報に接した場合には、日本年金機構の発注担当者が適切に公正取引委員会に通報し得るよう、所要の改善を図ること
- ② 日本年金機構の入札方法について、入札前に入札参加者が他の入札参加者を把握することができないよう、入札方法の見直しなど、適切な措置を講じること

2. 対応

- 令和4年3月31日、違反事業者に対して入札参加資格の停止措置を実施。
- 違反事業者に対して、契約に基づく違約金請求のための手続きを開始。公正取引委員会の命令の確定（最短で6か月後（※4））以降、損害賠償請求も実施予定。

（※4）違反事業者は処分があったことを知った日から6か月を経過した時は、取消訴訟を提起することができず、命令が確定。

- また、公正取引委員会からの改善要請を踏まえ、
 - ① 談合情報に接した場合、適切に通報すべく機構内のルールの見直し
 - ② 入札方法について、入札参加者同士の接触を避ける観点から、電子入札の早期導入や、説明会の実施手法の改善などのルールの見直しについて検討中。
見直しにあたっては、公正取引委員会の指導も仰ぎながら適切に対処。